

## お盆期間の「ごみ収集・し尿汲み取り」のお知らせ

問 廃棄物中継センター ☎37・6145 / 環境課 ☎37・6102

| 区分              | 収集地区・場所など                              |                       | 8月              |                 |   |                     |                         |                 |    |    |                 |                         |        |                         |
|-----------------|----------------------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|---|---------------------|-------------------------|-----------------|----|----|-----------------|-------------------------|--------|-------------------------|
|                 |                                        |                       | 7               | 8               | 9 | 10                  | 11                      | 12              | 13 | 14 | 15              | 16                      | 17     | 18                      |
|                 |                                        |                       | 水               | 木               | 金 | 土                   | 日・祝                     | 月・振休            | 火  | 水  | 木               | 金                       | 土      | 日                       |
| 燃えるごみ<br>収集     | 月・木曜日地区                                |                       |                 | ○               |   |                     |                         | ○               |    |    | ○               |                         |        |                         |
|                 | 火・金曜日地区                                |                       |                 |                 | ○ |                     |                         |                 | ○  |    | ○               |                         |        |                         |
|                 | 水曜日地区                                  |                       | ○               |                 |   |                     |                         |                 |    | ○  |                 |                         |        |                         |
| 資源物収集           | 市内全域                                   |                       | ○<br>紙類・<br>硬プラ |                 |   |                     |                         |                 |    |    | ○<br>容器包装<br>プラ |                         |        |                         |
| ごみ・資源物の<br>直接持込 | 市内<br>全域                               | 廃棄物中継センター<br>☎37・6145 | ○<br>8:30～16:00 |                 |   | ○<br>8:30～<br>12:00 | 休<br>み                  | ○<br>8:30～16:00 |    |    |                 | ○<br>8:30～<br>12:00     | 休<br>み |                         |
| 資源物の<br>直接持込    | 北部資源物回収所<br>(小城消防署北分署 南側敷地内)           |                       | 休<br>み          | ○<br>9:00～16:00 |   | 休<br>み              | ○<br>9:00<br>～<br>12:00 | 休<br>み          |    |    |                 | ○<br>9:00<br>～<br>16:00 | 休<br>み | ○<br>9:00<br>～<br>12:00 |
|                 | 南部資源物回収所<br>(牛津公民館北)                   |                       |                 |                 |   |                     |                         |                 |    |    |                 |                         |        |                         |
| し尿<br>汲み取り      | 【小城町、三日月町の一部】<br>(有)小城新生興業社 (☎72・3091) |                       | ○               | ○               | ○ | 休<br>み              |                         |                 |    |    |                 | ○                       | 休<br>み |                         |
|                 | 【牛津町、芦刈町】<br>(有)天山環境開発工業 (☎66・1356)    |                       |                 |                 |   |                     |                         |                 |    |    |                 |                         |        |                         |
|                 | 【三日月町の一部】<br>ヤマトカンキョウ(株) (☎62・0059)    |                       |                 |                 |   |                     |                         |                 |    |    |                 |                         |        |                         |

※し尿汲み取りは、お住まいの地区の許可業者に直接お申し込みください。 ○…収集有り、持込可 / 休み・空欄…収集無し、持込不可

パブリックコメント（意見募集）  
を行っています

問 申 保育幼稚園課 ☎37・6109

パブリックコメント（意見募集）  
を行っています

問 申 社会福祉課 ☎37・6107

小城市立学校設置条例の一部について改正を予定しています。

この改正(案)に対する皆さんの意見を募集します。

**資料の公表先**

- ・市ホームページ
- ・保育幼稚園課

**募集期間**

7月8日(月)～8月6日(火)

**募集方法**

住所・氏名・電話番号を明記の上、持参、郵送(8月6

子どもの医療費の助成に関する条例の一部について改正を予定しています。

この改正(案)に対する皆さんの意見を募集します。

**資料の公表先**

- ・市ホームページ
- ・社会福祉課

**募集期間**

7月4日(木)～8月2日(金)

**募集方法**

住所・氏名・電話番号を明記の上、持参、郵送(8月2

日(火)の消印有効)、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。

※土・日・祝日に持参される場合は、市役所1階の警備室までお越しください。

**提出先**

〒845-18511  
(市役所専用の郵便番号)  
小城市 保育幼稚園課宛  
FAX 37・6162  
✉ hoikuyouchien@city.ogi.lg.jp

日(金)の消印有効)、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。

※土・日・祝日に持参される場合は、市役所1階の警備室までお越しください。

**提出先**

〒845-18511  
(市役所専用の郵便番号)  
小城市 社会福祉課宛  
FAX 37・6162  
✉ kosodateshien@city.ogi.lg.jp

## 8月は同和問題啓発強調月間です

問 人権・同和対策室 ☎37・6136

佐賀県では、同和問題についての正しい理解と認識を深め、早期解決を図ることを目的に、毎年8月を「同和問題啓発強調月間」と定め、さまざまな啓発活動を実施しています。この機会に、同和問題について考えてみましょう。

## 同和問題とは

かつて日本の歴史の過程の中で生み出された差別が、いまだに現代社会に残っているという問題です。特定の地域の出身であることや、そこに住んでいるということを理由に、結婚に反対されたり、就職や日常生活の中で差別を受けたりする日本固有の重大な人権問題です。

同和問題を解決するには、一人一人を尊び、個性を大切にし、社会を豊かにする学びが大切です。

法の下での平等に基づき、社会の中にある不合理な差別をなくし、人権尊重の精神を日常生活の中で活かしていくことが必要です。

## 佐賀県・小城市の取り組み

近年、情報化などの進展に伴って、同和問題をはじめとする不当な差別など人権に関する問題は、複雑多様化しています。特にインターネットの普及によって、不当な差別やいじ

め、プライバシーの侵害、誹謗中傷などが増加し、それらの問題への対応が大きな課題となっています。

このようなことから、佐賀県では、令和5年3月に、全ての県民が一人一人の人権を認め合い、支え合う社会づくりを進め、人権が尊重されるやさしい社会の実現を目指し、たゆまぬ努力を続けていくことを目的として、「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」を制定しました。

また、条例に基づく人権施策を具体的に進めるため、令和6年3月に「佐賀県人権施策基本方針」人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」が策定されました。

基本方針では、人権問題は決して他人事ではなく、その解決には県民一人一人が人権問題を自分のこととして考え、思いやりの心、慈しみ合う心を持って自ら行動していくことが大切であるという思いが明示されています。

市でも県の条例や基本方針に沿い、下記の講演会や映画会などを通じ、人権について、関心を持っていただくような取り組みを進めています。人権侵害は決して許されるもので

はありません。市民の皆さんがさまざまな人権問題を自分のこととして考え、自ら行動していくことが大切です。同和問題啓発強調月間を通じて、人権が尊重される社会の実現を目指していきましょう。

## 小城市人権・同和問題を考える講演会

市では、同和問題啓発強調月間に合わせ「小城市人権・同和問題を考える講演会」を開催します。

同和問題は、自分とは関係はないと思わず、私たち自身の問題ととらえ、人権について考える良い機会として、ぜひご参加ください。

日時 8月1日(木)

14時～15時45分

(13時30分開場)

場所 ドウイング三日月

講師 きよはらひろせさん  
清原隆宣さん

演題 「人の世に熱と光を」

入場料 無料

※手話通訳・要約筆記あり



## 心にひびけ!! 映画会

市内2会場で、映画会を開催します。人権は難しいものだと思うかもしれませんが、私たちが自身にも人権があり、日常生活の中にある身近なものだと気づくことで、私たち自身の生き方を見つめるきっかけにしたいと考えています。

上映作品 「あの日のオルガン」

テーマ 子どもの命と平和

入場料 無料

| 日程・場所                | 時間         |
|----------------------|------------|
| 8月24日(土)<br>ゆめぷらっと小城 | 10時～12時30分 |
|                      | 14時～16時30分 |
| 8月25日(日)<br>ドウイング三日月 | 10時～12時30分 |
|                      | 14時～16時30分 |



## 「本人通知制度」を利用しませんか

問 市民課 ☎37・6100

### 「本人通知制度」とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などを、本人の代理人や第三者に交付したときに、本人に対して交付の事実を通知する制度です。この制度は、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。

通知を希望される人は、事前の登録申し込みが必要です。

### 登録できる人

市に住民登録または本籍がある人（除籍された人など、小城市の戸籍に記載されている人を含みます）

※同一世帯、同一戸籍であつても個人単位の申し込みとなります。

### 通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し
- ・（除票・改製原住民票を含む）住民票記載事項証明書（除票を含む）
- ・戸籍
- ・（除籍・改製原戸籍を含む）戸籍の附票
- ・（除附票・改製原附票を含む）

### 通知する内容

- ・証明書を交付した年月日
  - ・証明書の種別・枚数
  - ・交付請求者（代理人・第三者の区別）
- ※交付請求した代理人および第三者の氏名・住所は通知できません。

### 受付場所

- ・市民課
- ・市民課各出張所

### 登録に必要なもの

- ・事前登録申込書

市民課・市民課各出張所で配付しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

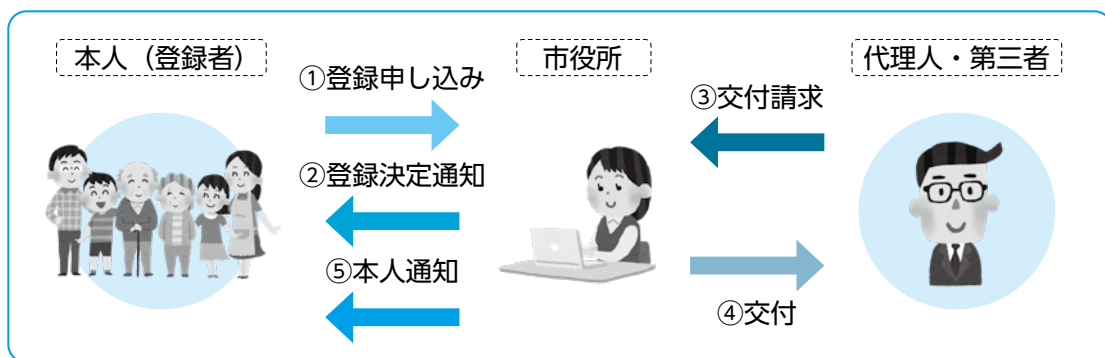


### 本人確認書類

窓口に来る人のマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、住基カード、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、年金手帳、年金証書など

### 委任状（代理人の場合のみ）

未成年者は、親権者が申し込むことができますが、関係の分かる戸籍が必要です。（本籍が小城市の場合、省略可）



## 第6弾 小売店舗等復興応援券の使用期限は8月31日（土）です

問 商工観光課 ☎37・6129

コロナ禍における原油価格や物価の高騰などの影響を受けている市民の負担を軽減するとともに事業者を応援するため、1人当たり2,000円分の「第6弾小城市小売店舗等復興応援券」を市内全世帯主に発送しています。

使用期限は8月31日（土）までです。

期限が過ぎると使用できませんので、期限内にご使用ください。

※コンビニエンスストアおよび大型店舗などでは使用できません。

復興応援券を使えるお店一覧は、市ホームページでご確認いただけます。



## 障がいがある人のための手当をご存じですか

問 高齢障がい支援課 ☎37・6108

## 特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする障がい者本人に支給されます。

## 手当額

月額 28,840円

(2、5、8、11月の年4回に分けて支給)

## 支給制限

世帯の所得が一定額以上ある場合や、施設に入所している場合、または病院（診療所）に継続して3カ月以上入院した場合は支給されません。

## 障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする障がい児本人に支給されます。

## 手当額

月額 15,690円

(2、5、8、11月の年4回に分けて支給)

## 支給制限

世帯の所得が一定額以上ある場合や、障がい児本人が公的年金を受けられる場合、または施設に入所している場合は支給されません。

## 特別児童扶養手当

20歳未満で、身体や精神に中度以上の障がいがある児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

障がい状況に応じて1級、2級に認定されます。支給資格が認定されると、申請月の翌月分から手当が支給されます。

## 手当額（児童1人につき）

・1級 月額 55,350円

・2級 月額 36,860円

(4、8、11月の年3回に分けて支給)

## 支給制限

受給者の所得が一定額以上ある場合や、障がい児本人が公的年金を受けられる場合、または児童福祉施設（保育所、通園施設を除く）に入所している場合は支給されません。

## 所得状況届の提出を忘れずに！

現在、特別障害者手当、障害児福祉手当や特別児童扶養手当を受給されている人は、**8月に所得状況届**を提出する必要があります（前年に引き続き所得制限限度額により支給停止となる人は、届け出の必要はありません）。

対象者には、お知らせを送付します。

※届け出がない場合、8月分以降の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

## 定額減税調整給付金のご案内

問 申 定額減税調整給付金コールセンター ☎37・6156

令和6年分の所得税、令和6年度の個人住民税において定額減税が実施されます。

定額減税対象者のうち、定額減税可能額が税額を上回り減税しきれないと見込まれる人に対し、その差額を定額減税調整給付金として支給します。

## 給付額

所得税、個人住民税所得割それぞれに「控除不足額」（減税しきれない額）を算出し、その合計額を1万円単位（1万円未満は切り上げ）で支給します。

給付金の額は個人ごとに異なります。

## 給付額の計算方法

所得税、個人住民税所得割それぞれの定額減税可能額から、減税前の税額を引き、控除不足額を算出します。

## 手続方法

対象者には順次書類を送付していますので、必要事項を記入いただき、返信用封筒にて返送してください。また、オンライン申請も受け付けます。

## 支給時期

必要事項が記入された書類が届いてから、3週間前後で支給します。

## 申請期限

10月31日（必着）  
※オンライン申請は8月31日（土）までです。

## 申請場所

小城市役所  
213会議室  
（西館2階）

詳細はこちら



# 令和6年度物価高騰対策給付金のご案内

問申 社会福祉課 ☎37・6107

エネルギー・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえて、対象世帯に給付金を支給します。

### 基準日

令和6年6月3日

### 対象世帯

- ・基準日に小城市に住民登録があり、かつ、令和6年度住民税が非課税である世帯の世帯主
- ・基準日に小城市に住民登録があり、かつ、令和6年度住民税均等割のみ課税である世帯の世帯主

※令和5年度に非課税世帯向けの7万円、均等割のみ課税世帯向け10万円給付金の受給対象となった世帯は対象外となります。

### 支給額

- 1世帯 10万円
- 18歳以下の児童一人当たり 5万円

※児童：基準日時点において世帯で扶養する18歳以下の子ども

※次の児童も申請により支給の対象になる場合があります。

- ・基準日以降に出生した新生児
- ・基準日時点で別居しているが、扶養している児童

### 手続方法

対象世帯には順次書類を送付していますので、必要事項を記入いただき、返信用封筒にて返送してください。

### 支給時期

必要事項が記入された書類が届いてから、3週間前後で支給します。

### 申請期限

10月31日(木) (必着)

### 申請場所

社会福祉課 (西館1階)



お知らせ

## 給付金をかたった詐欺に注意

詐欺に注意

定額減税調整給付金・物価高騰対策給付金を装った特殊詐欺や個人情報情報の搾取にご注意ください。

小城市が次のことを行うことは絶対にありません。

- ・ATM (現金自動預払機) の操作をお願いすること
- ・給付金の受け取りにあたり、手数料の振り込みを求めること
- ・クレジットカードや預金通帳をお預かりすること
- ・暗証番号を伺うこと

給付金をかたった不審な電話、郵便物やメールなどを受け取った場合は、お近くの警察署や警察相談専用電話 (#9110) にご相談ください。



# 令和5年度物価高騰対策給付金のご案内

問申 社会福祉課 ☎37・6107

申請期限が迫っています！

8月30日(金)まで

給付金の申請期限が近づいています。対象者で申請がお済みでない人は、お早めに手続きをお願いします。

申請期限 8月30日(金) (必着)

※申請期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんのでご注意ください。

### 対象世帯および支給額

基準日 (令和5年12月1日) 時点

| 給付金の対象となる世帯                    | 1世帯10万円     | 児童1人当たり5万円 |
|--------------------------------|-------------|------------|
| 令和5年度の住民税が均等割のみ課税される人のみで構成     | ○           | ○          |
| 令和5年度の住民税が非課税の人のみで構成           | ×<br>申請受付終了 | ○          |
| 令和5年度の住民税が均等割のみ課税される人と非課税の人で構成 | ○           | ○          |

## ひとり親家庭への手当や医療費の補助を行っています

問 社会福祉課 ☎37・6107

## 児童扶養手当

18歳に達してから最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがある人は20歳未満）がいる対象者に支給される手当です。

## 対象者

次のいずれかの状態にある児童を扶養している父、母または養育者

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡、または生死不明である児童
- 父または母が重度の障がいがある児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

## 支給制限

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- 請求者と同居家族の前年所得が一定額以上あるとき
  - 請求者と児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられるとき
  - 児童が父または母に支給される公的年金の額の加算対象となっていないとき
- ※年金額が児童扶養手当より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

## ひとり親家庭等医療費助成事業

自己負担する医療費から、月額500円/人を控除した額を市が助成します。

※支払った日（領収日）から1年を過ぎると請求できません。

## 対象者

次のいずれかに該当する人  
（所得が一定の基準を超えない世帯）

- 母子家庭の母とその養育する児童
- 父子家庭の父とその養育する児童
- 父母のいない児童

※児童…18歳に達してから最初の3月31日までの間にある人

※母子家庭の母、父子家庭の父…20歳未満の児童を養育している人

医療機関で  
支払った医療費

自己負担金500円



残りの金額を  
市が助成します



## 「児童扶養手当の現況届」「ひとり親家庭等医療費受給資格更新手続き」が始まります

## 対象者には個別に通知します

提出がない場合、11月以降の児童扶養手当は差し止めになり、医療費助成は9月診療分以降の助成ができなくなります。届出・申請に必要な書類を確認し、必ず期間内に提出してください。

**受付場所** 社会福祉課（西館1階）  
**受付期間** 8月1日（木）～30日（金）  
**受付時間** 平日8時30分～17時15分  
**〈夜間受付〉** 8月22日（木）は20時まで  
**〈休日受付〉** 8月25日（日）は9時から12時まで

65歳以上の皆さんへ 令和6年度の介護保険料が決まります

問申 佐賀中部広域連合 業務課 ☎40・1135 / 高齢障がい支援課 ☎37・6108

65歳以上の人の令和6年度の介護保険料は、すでに4月から仮徴収をしていますが、令和6年度の年額保険料は、6月に確定した住民税の課税状況などをもとに決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬頃に送付します。

替または納付書で納付していたできます。4月から7月は仮に算定された保険料額の徴収となりますので、今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。納付には便利な口座振替をぜひご利用ください。

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金から天引きされます。

低所得者の人に対する介護保険料の減免について7月下旬から申請の受付をします。

対象となる人（次のすべてに該当される人）

・令和6年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階の人

・世帯の令和5年中の収入の合計額が100万円以下の人（世帯員が一人増えるごとに50万円加算）

・住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない人（健康保険の扶養も含む）

・世帯全員の預貯金の合計が350万円以下の人

（預貯金には、国債・生命保険の返戻金なども含む）  
・居住用以外の不動産を活用しても生活が困窮の人

申請に必要な書類

・令和6年度納入通知書（7月下旬送付）

・令和5年中の収入が分かる書類（確定申告書・市（町）県民税申告書・年金・給与の源泉徴収票など）

・健康保険証  
・預金通帳、固定資産税課税明細書など

減免額

減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額します。ただし、8月末までに申請された場合に限り4月にさかのぼって保険料を減額します。

災害、失業、長期入院など特別な事情により介護保険料の納付が困難となられた人への減免は、佐賀中部広域連合業務課（☎40・1135）で随時ご相談を受け付けています。

敬老祝い金のお知らせ

問 高齢障がい支援課 ☎37・6108

| 対象年齢                            | 支給額     |
|---------------------------------|---------|
| 80歳<br>(昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生)  | 10,000円 |
| 88歳<br>(昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生)  | 15,000円 |
| 100歳<br>(大正13年4月1日～大正14年3月31日生) | 50,000円 |

高齢者の長寿を祝って、原則9月17日（火）に敬老祝い金を口座振込でお渡しします。  
対象年齢の人には7月下旬に通知を送ります。さらに、100歳の人には国からお祝い状と記念品が贈られます。  
対象者 9月1日現在で、住民となった日から1年以上居住し、年齢が令和7年3月31日時点で対象年齢の人  
※対象者が8月31日（土）までに転出または死亡された場合は対象になりません。

## 「早寝・早起き・朝ごはん」 ポスターを募集します！

問 生涯学習課（ドゥイング三日月内） ☎72・1616

- 対象者**  
市内在住の小・中学生で、  
一人1点の応募とします。
- 規格**  
・呼びかけの言葉やキャッチ  
フレーズを入れること  
・八つ切りの画用紙（縦横自  
由）、画材は自由



**募集内容**  
早寝早起きをして、朝ごは  
んをしっかり食べることの大  
切さを表現したポスター

**募集期限** 9月6日(金)  
**応募先**  
通学している学校  
※市外の学校に通学している  
人は生涯学習課へ提出

**賞・表彰**  
入選作品は6点で、11月下  
旬に入選者に通知します。  
小城市教育委員会教育長  
子ども表彰において表彰し、  
賞状と副賞を贈ります。  
入選作品はポスターにし、  
公共施設に掲示します。

詳細はこちら



## 市有地を売却します

問 財政課 ☎37・6117

### 物件No.1（市営住宅跡地）

- ・所在地 小城市牛津町牛津
- ・面積 476番1 外7筆  
2390.06㎡



詳細は、市ホームページをご覧ください  
くか、財政課へお問い合わせください。

詳細はこちら



### 物件No.2

- ・所在地 小城市小城町畑田
- ・面積 2405番2  
142.72㎡



## 有意義な夏休みを過ごしましょう！

問 青少年育成市民会議事務局（生涯学習課内） ☎72・1616

夏休み期間は、気持ちのゆる  
みから不規則な生活になりがち  
です。

子どもが楽しく規則正しい生  
活を送れるよう、家族みんな  
次のことを心がけましょう。

**早寝・早起き・朝ごはん・毎日  
のあいさつなどの基礎的な生活  
習慣を身につけましょう**

・食生活のリズムをしっかり保  
ちましょう。

・「おはよう」「いってきます」  
「いただきます」などのあい  
さつや「ありがとう」の感謝  
の気持ちを大切にしましょう。

**読書やスポーツに取り組ま  
しょう**

図書館や体育館施設を利用し、  
読書やスポーツを行いましょう。

**野外に出かけ自然と親しま  
しょう**

八丁グリーンパークや干潟体  
験施設などを利用し、自然と親  
しみ、楽しい思い出をつくりま  
しょう。

※場所などの詳細は市ホーム  
ページをご覧ください。

**家族で過ごす時間をつくりま  
しょう**

第3日曜日は「家庭の日」です。  
親子で楽しく過ごしましょう。



**携帯電話やインターネットを利  
用する際は、ルールを決めま  
しょう**

・早寝・早起き・朝ごはんカレ  
ンダーについている「わが家  
のスマホルール」を作成しま  
しょう。

・スマートフォンを介したトラ  
ブルや事件にまきこまれない  
よう、家庭や地域で大人が見  
守り、困ったときに子どもが  
相談しやすい関係をつくりま  
しょう。

また、夏休みを迎えることで  
好奇心や解放感などが高まりま  
す。飲酒・喫煙・薬物乱用や深  
夜徘徊などにつながる付き合い  
や、夜間に子ども一人で公園や  
コンビニなどへの外出をしない  
ように見守りましょう。

# 令和7年 小城市二十歳の式典を開催します

## 日時

令和7年1月12日(日)  
受付12時／開式12時30分

## 対象者

平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で市に住民登録がある人  
(対象者には、11月中旬に案内通知を送付します)

| 会場名   | 場所       | 連絡先             |
|-------|----------|-----------------|
| 小城会場  | ゆめぷらっと小城 | 小城公民館 ☎73・3215  |
| 三日月会場 | ドゥイング三日月 | 三日月公民館 ☎72・1616 |
| 牛津会場  | 牛津公民館    | 牛津公民館 ☎37・6143  |
| 芦刈会場  | あしぱる     | 芦刈公民館 ☎37・6140  |

## 市外にお住まいの人

以前市内の学校に在籍または卒業された人で参加を希望される場合は、事前の申し込みが必要です。申込者には、11月中旬に式典の案内通知を送付します。

## 申込方法

市ホームページのリンク先もしくは二次元コードを読み取り、申込フォームに必要事項を入力し、送信してください。  
※参加できる会場は1会場のみです。

## 申込期限

11月5日(火)

申込はこちらから



## 二十歳の式典の運営委員を募集しています

20歳を迎える皆さん、一生に一度の20歳のお祝いを、自分たちの手で思い出に残るように企画しませんか。

運営委員は、事前に2〜3回程度会議に参加し、式当日の受付・進行などの運営や準備を行います。

ご協力いただける人は、各公民館に電話または市ホームページの申込入力フォームからお申し込みください。

## 申込期限

8月9日(金)

※開催については、広報『さくら』11月号で再度お知らせします。

## 教育要覧「小城市の教育」を作成しました

問 教育総務課 ☎37・6130

教育委員会における前年度の事業実績および今年度の事業について、5つの基本方針に分けて概要を収録した令和6年度の教育要覧「小城市の教育」を作成しました。



市ホームページに掲載していますので、小城市の教育行政をご理解いただくための資料として、ご活用ください。

詳細はこちら



## 小・中学校の夏休み中の「学校閉庁日」について

問 学校教育課 ☎37・6131

小城市内の小・中学校が統一して夏休み中に「学校閉庁日」を実施します。「学校閉庁日」は、8月11日から8月17日の7日間(土・日の場合も含む)で、この期間は年末年始の閉庁と同様に、原則として教職員は出勤していません。

## 小・中学校の夏休み

7月21日(日)〜  
8月31日(土)

## 「学校閉庁日」の期間

8月11日(日・祝)〜  
17日(土)の7日間



## 支えあいのある地域づくりを考える勉強会を開催します

問申 高齢障がい支援課 ☎37・6108

日時

8月30日(金)

10時～11時30分

場所 牛津公民館 ホール

あなたの地域は、暮らしやすく安心できる地域ですか？  
あなた自身が元気でいられて、困ったときは支え合える地域ですか？この勉強会であなたらしく暮らせるヒントが見つかるかもしれません。  
年齢問わず、皆様のご参加をお待ちしています。

講師

NPO法人

市民生活支援センター

ふくしの家 江口陽介さん

参加費 無料

申込方法

電話または二次元コードからお申し込みください。

申込はこちらから



## 友好姉妹都市連携事業 平和祈念特別パネル展を開催します

問 企画政策課 ☎37・6115

戦後79年目を迎える今年も、友好姉妹都市・鹿児島県南九州市にある知覧特攻平和会館が所蔵する貴重な資料をお借りして、平和祈念特別パネル展を開催します。

平成4年に小城市と知覧町が「蚩」のご縁から交流をはじめ、今年で32年を迎えます。(平成20年に小城市と南九州市は友好姉妹都市提携を結んで16年になります)  
多くの特攻隊員のご遺徳を偲び、恒久の平和を祈念した

日時

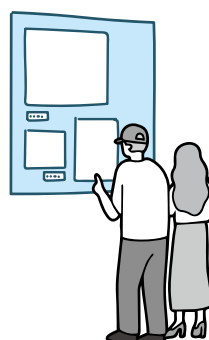
8月7日(水)～15日(木)

8時30分～22時

場所

ゆめぷらっと小城市

1階 ギャラリー



いと思います。

この機会にぜひご覧ください。

## 下水道・浄化槽に関する個別相談会を開催します

問申 下水道課 ☎37・6122

下水道への接続(排水設備)や、浄化槽の設置・帰属に関する疑問やお悩みなどにお答えする個別相談会を開催します。

個別相談会(予約優先)

日時 8月24日(土)、25日(日)

9時～12時

※相談された人には、粗品を呈します。

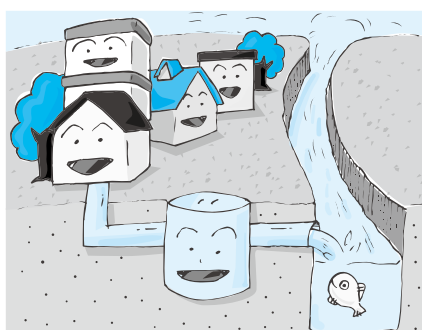
場所 ゆめぷらっと小城市

1階 ギャラリー

- ・下水道に接続したいけど、どうすればいいかわからない
- ・住んでいる場所が市営浄化槽区域か下水道区域か知りたい
- ・市営浄化槽を設置する際の手続きについて知りたい
- ・浄化槽を帰属(市に寄附)する際の手続きについて知りたい など

下水道や浄化槽について少しでも疑問に思うことがありましたら気軽に参加ください。

予約される場合は、下水道課まで電話でご連絡ください。



また、個別相談会に併せて、下水道や浄化槽の役割や仕組み、各市町のマンホールの紹介パネルを展示します。

パネル展示

日時

8月24日(土)～9月1日(日)

8時30分～22時

場所

ゆめぷらっと小城市

1階 ギャラリー

## 空き家セミナー・相談会を開催します

問申 定住推進課 ☎37・6150

すでに空き家をお持ちの人、相続人の一人になっていて管理義務がある人、将来空き家を相続する可能性がある人など、大切なわが家を将来の「危険空き家」にしないために早めの対策をしておきましょう。

**日時** 8月9日(金) 13時30分～17時  
**場所** ドウイング三日月  
2階 視聴覚室

### 【タイムスケジュール】

#### 第1部

13時30分～14時50分

#### 空き家セミナー

「早めに考えよう！わが家の空き家問題」

講師 NPO法人 空家・空地

活用サポートSAGA

代表理事／空き家相談士

塚原 功さん

#### 第2部

15時～17時

#### 個別相談会（予約優先）

相談会参加専門家

・司法書士会（相続問題）

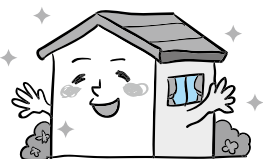
・不動産団体（賃貸・売買）

・建設業協会（改修・解体）

※空き家のことが分かる資料

（納税通知書、登記事項証明書、図面、写真など）をお持ち

ください。



詳細はこちら



お知らせ

## 令和6年全国家計構造調査を実施します

問 企画政策課 ☎37・6115

全国家計構造調査は、国が実施する統計調査の一つで、世帯の所得分布や消費の構造などを明らかにするために、家計における消費、所得などの実態を総合的に調査するものです。

#### 調査期間

10月～11月の間で、全国一斉に調査を行います。

**調査対象** 無作為に抽出された世帯

**市内の調査対象地区（いずれも一部）**

小城市では6調査区が選定され、72世帯が調査対象です。（1調査区12世帯）

（小城市）鷺ノ原、萩ノ町

（三日月町）仁俣、高田

（牛津町）谷、寺町・牛津永田

8月から調査員が対象地区を巡回しますので、調査員が訪問した際には、調査へのご協力をお願いします。

**主な調査事項**

・年間収入や貯蓄など

・世帯構成、現住居の状況など

・日々の家計の収入と支出（該当世帯のみ）

**調査方法**

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

調査員が、対象となる世帯に調査票を配布します。調査票の提出は、オンライン、調査員回収、郵送（一部調査票のみ）のいずれかの方法を選択することができます。

詳細はこちら



## 水道メーター検針員を募集します

問申 水道課（ゆめぷらっと小城内） ☎73・8804

#### 委託内容・期間

・業務内容

毎月18日～22日の5日間での検針業務

・委託期間

令和6年9月1日～

令和7年3月31日（更新あり）

・委託料

検針1件につき70円

（毎月約730件）

・諸手当 無

・傷害保険 有

・その他

研修期間有り、研修期間中は日当支給

**要件**

市内に住所がある人

**募集人員** 1人

**申込方法（提出書類）**

写真を添付した履歴書を水道課へ提出してください。

〒845-0001

小城市小城内253番地21

ゆめぷらっと小城内

水道課 宛

**受付期限**

8月2日(金) 必着

**採用方法**

後日、面接を行い、採用の可否を決定します。

詳細はこちら

詳細はこちら

詳細はこちら

詳細はこちら

詳細はこちら



## 小城市立歴史資料館テーマ展 「戦地からの手紙」を開催中です

問 文化課（桜城館 2階） ☎71・1132

入場料 無料

歴史資料館 常設展示室  
（桜城館 2階）

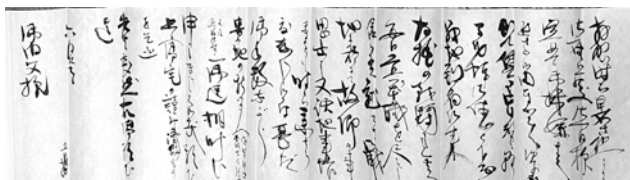
場所

※月曜日休館

期間 9月1日(日)

9時～17時

「戦地からの手紙」を開催中です。  
今に残る戦争に関わる資料を展示し、当時の人々の思い、戦争の悲惨さを紹介します。



▲鍋島五郎軍事郵便（明治38年9月23日）

## 令和6年度収蔵品展「ふしぎな文字の形」を開催中です

問 文化課（桜城館 2階） ☎71・1132

「ふしぎな文字の形」として  
梧竹の書作品の文字の造形の  
巧みさ、美しさに焦点をあて  
て展示をしています。梧竹の  
書の魅力をぜひご堪能くださ  
い。

◀「萬歳萬歳」70歳



期間 9月1日(日)

9時～17時

※月曜日休館

場所 中林梧竹記念館

（桜城館 2階）

入場料 200円

（大学生以下 無料）

## 小城市長が 特別功労表彰を受賞

問 総合戦略課 ☎37・6113

江里口市長が6月の全  
国市長会議通常総会にお  
いて、特別功労表彰を受  
賞されました。  
特別功労表彰とは、全  
国市長会の表彰規程によ  
り、市長として在職20年  
に達したときに表彰され  
るものです。



## くう・そう・かん 空・創・感 —現代を描く郷土の表現者たち— 7thを開催します

問 申 文化課（桜城館 2階） ☎71・1132

小城市にゆかりがあり、  
アート活動をされている皆さ  
んの作品を紹介する「空・創・  
感」を開催します。そのなか  
で、夏休み特別企画として参  
加型ワークショップを開催し  
ます。子どもが楽しめる体験  
プログラムです。

期間

7月21日(日)～9月1日(日)

9時～17時

※月曜日休館

場所

歴史資料館 企画展示室・  
ガラスの壁ギャラリー

（桜城館 2階）

入場料 無料

ワークショップ

日時

・スクラッチで花火を描こう

7月27日(土)

10時～12時

・粘土で夏の思い出づくり

8月17日(土)

10時～12時

場所

歴史資料館 研修室  
（桜城館 2階）

対象者 小学生

定員 各10人

申込方法 電話にてお申し込  
みください。

# 入札結果を公表します

問 財政課 ☎37・6117

(6月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位：円、%)

| 工事名等                                  | 指名業者等                                                                                                                                                                                    | 落札業者                       | 落札決定額<br>(うち消費税相当額)       | 予定価格<br>(うち消費税相当額)        | 落札率   | 入札執行課           |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|-----------------|
| 令和6年度 道路維持補修事業 寺浦・荒谷線他3路線舗装補修工事       | (株)城南建設、(株)政工務店、岡本建設(株)<br>(株)中島工務店                                                                                                                                                      | (株)城南建設                    | 13,090,000<br>(1,190,000) | 13,453,000<br>(1,223,000) | 97.30 | 財政課<br>☎37・6117 |
| 令和6年度 小城公共下水道事業 小城舗装復旧第1号工事           |                                                                                                                                                                                          | (株)中島工務店                   | 14,740,000<br>(1,340,000) | 15,158,000<br>(1,378,000) | 97.24 |                 |
| 令和6年度 三日月特定環境保全公共下水道事業 三日月舗装復旧第1号工事   |                                                                                                                                                                                          | 岡本建設(株)                    | 11,440,000<br>(1,040,000) | 11,781,000<br>(1,071,000) | 97.11 |                 |
| 令和6年度 道路維持補修事業 八枝・六丁線他4路線舗装補修工事       |                                                                                                                                                                                          | (株)政工務店                    | 27,060,000<br>(2,460,000) | 27,940,000<br>(2,540,000) | 96.85 |                 |
| 令和6年度 道路維持補修事業 今市・東分線他3路線舗装補修工事       |                                                                                                                                                                                          | (株)中島工務店                   | 14,300,000<br>(1,300,000) | 14,751,000<br>(1,341,000) | 96.94 |                 |
| 令和6年度 小城公共下水道事業 北小路第1号管渠布設工事          | 西岡建設(株)、(株)大義建設、(株)城南建設<br>(株)政工務店、(株)エグチ・ビルド、(株)久保建設<br>(株)下村建設、岡本建設(株)、(株)中島工務店                                                                                                        | (株)エグチ・ビルド                 | 42,790,000<br>(3,890,000) | 43,505,000<br>(3,955,000) | 98.36 |                 |
| 令和6年度 市営住宅維持管理事業 小城市営住宅西新町団地外壁等改修1期工事 | 服巻建設(株)、(株)エグチ・ビルド<br>岡本建設(株)、(株)中島工務店                                                                                                                                                   | 服巻建設(株)                    | 56,793,000<br>(5,163,000) | 57,959,000<br>(5,269,000) | 97.99 |                 |
| 令和6年度 三日月特定環境保全公共下水道事業 三日月本告第1号管渠布設工事 | 西岡建設(株)、(株)大義建設、(株)城南建設<br>(株)政工務店、(株)エグチ・ビルド、(株)久保建設<br>(株)下村建設、岡本建設(株)、(株)中島工務店                                                                                                        | 西岡建設(株)                    | 44,440,000<br>(4,040,000) | 45,122,000<br>(4,102,000) | 98.49 |                 |
| 令和6年度 橋りょう維持管理事業 道路メンテナンス事業 橋梁定期点検業務  | 朝日テクノ(株)、九州技術開発(株)<br>(株)トップコンサルタント<br>(株)親和コンサルタント、(株)九州構造設計<br>日本建設技術(株) 佐賀支店<br>(株)有明エンジニアリング<br>(株)コスモエンジニアリング 佐賀支店<br>国際技術コンサルタント(株)、新栄地研(株)<br>西日本総合コンサルタント(株)<br>(株)エスジー技術コンサルタント | (株)コスモ<br>エンジニアリング<br>佐賀支店 | 15,290,000<br>(1,390,000) | 16,808,000<br>(1,528,000) | 90.97 |                 |
| 令和6年度 固定資産評価替業務 (令和9基準年度)             | 国際航業(株) 佐賀営業所<br>朝日航洋(株) 福岡支店、(株)バスコ 佐賀支店<br>アジア航測(株) 福岡支店                                                                                                                               | 朝日航洋(株)<br>福岡支店            | 39,820,000<br>(3,620,000) | 46,024,000<br>(4,184,000) | 86.52 |                 |
| 令和6年度 小城公共下水道事業 第1号調査設計業務             | (株)親和コンサルタント、(株)九州構造設計<br>(株)有明エンジニアリング、九州水工設計(株)<br>(株)エクセルコンサルタント、新栄地研(株)<br>西日本総合コンサルタント(株)                                                                                           | (株)エクセル<br>コンサルタント         | 12,320,000<br>(1,120,000) | 15,378,000<br>(1,398,000) | 80.11 |                 |

お知らせ



## 住民基本台帳の写しの閲覧状況の公表

問 市民課 ☎37・6100

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定により、令和5年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

## ◆住民基本台帳法第11条の2第12項の規定に基づく公表（個人や法人の申出によるもの）

| 申出者の氏名<br>(法人の場合はその名称および<br>代表者または管理人の氏名) | 請求事由の概要                                                                   | 閲覧の<br>年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                  |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------|
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 境克彦                     | 内閣府大臣官房政府広報室による<br>「気候変動に関する世論調査」<br>(附帯調査：アルコール依存症に対する意識)                | 令和5年<br>6月29日  | 三日月町樋口の満18歳以上の<br>日本人男女13人  |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 境克彦                     | 朝日新聞社による「2023年 新聞および<br>Web利用に関する総合調査」<br>(調査票タイトル：「くらしと情報について<br>のおたずね」) | 令和5年<br>6月29日  | 三日月町金田の満15歳以上の<br>日本人男女24人  |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 境克彦                     | 内閣府大臣官房政府広報室による<br>「生活設計と年金に関する世論調査」                                      | 令和5年<br>9月20日  | 牛津町乙柳の満18歳以上の<br>日本人男女14人   |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 境克彦                     | 農林水産省による<br>「令和5年度 食育に関する意識調査」                                            | 令和5年<br>10月11日 | 三日月町長神田の満20歳<br>以上の日本人男女22人 |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 杉原領治            | 日本銀行による「生活意識に関するアンケート<br>調査（第97回）」                                        | 令和5年<br>11月24日 | 小城市、小城市池上の20歳<br>以上の男女15人   |

## 災害への備え!!

市では災害時において、防災行政無線のほかに下記の方法で情報配信を行っています。市民の皆さんの登録をお願いします。

## メール・電話・FAXを使った災害情報配信サービスを行っています。

気象警報や避難情報などの「災害情報」の提供を行います。  
詳細は、防災対策課（☎37・6119）までお問い合わせください。

メールのみの場合は、下記のアドレスに空メールを送って登録できます。

✉ bousai.ogi-city@raidan2.ktaiwork.jp こちらからも登録できます▶

利用するには  
登録が必要です



## 小城市防災行政無線が聞こえなかったら・・・

防災行政無線の放送が聞こえなかった場合、放送から  
3時間以内であれば電話で聞き直すことができます。

☎73・9238



小城市情報アプリ「<sup>おぎ</sup><sup>おぎ</sup>Ogi\*Ogi」なら、いつでもどこでもスマートフォンなどで確認できます！  
詳しい利用方法は、市ホームページをご覧ください。



## 「Yahoo! 防災速報」を活用して防災情報を配信します。

利用については、アプリ版またはメール版への登録が必要となります。  
詳しい利用方法は、市ホームページをご覧ください。



全国消防  
イメージ  
キャラクター  
「消太」



## ゆめぷらっと インフォメーション

開館時間  
8時30分  
～22時

### 平和祈念特別パネル展

日時 8月7日(水)～15日(木) 場所 1階 ギャラリー  
問 企画政策課 ☎37・6115

### まちの元気塾「小城暮らしの保健室」

日時 8月13日(火) 10時～12時  
専門職によるミニ講座 10時～11時  
8月24日(土) 13時～15時  
えがおカフェ

場所 1階 研修室 定員 各20人程度 参加費 無料  
問 ひらまつ病院 事務管理室 ☎37・1040

### 篠笛とピアノで奏でる水の調イン小城

日時 8月18日(日) 開演 14時(開場 13時30分)  
出演 篠笛 佐藤 和哉さん・ピアノ 大坪 健人さん  
場所 2階 天山ホール  
入場料 2,000円  
問 ゆめぷらっと小城 ☎37・6601

チケット好評発売中

小城市まちなか市民交流プラザ 小城町253番地21  
ゆめぷらっと小城 ☎37・6601



お知らせ

## マイナンバーカードの 時間外手続きのお知らせ



平日の開庁時間内に来庁できない人のために、  
時間外窓口を開設します。

### 〈8月平日〉

開設日 毎週木曜日  
開設時間 17時15分～19時  
※当日17時までに電話での予約  
が必要です。

### 〈8月日曜日〉

開設日 11日(日・祝)  
開設時間 9時～12時

### 〈共通事項〉

開設場所 小城市役所 西館1階 市民課  
取扱業務 ・マイナンバーカードの申請・交付  
※顔写真の無料撮影サービスを行って  
います。  
・電子証明書の発行・更新  
・暗証番号の変更・再設定  
※マイナンバーカードを申請してまだお受け取り  
でない人は、受け取りにお越しください。

問 市民課 ☎37・6100

今なら  
コンビニ交付  
手数料が  
100円!



市ホームページ

## ⚠️ こんなトラブルにご注意を!!

### 定期購入トラブル 販売サイトで契約内容をよく確認!!

事例) ネットの広告を見て、特別価格約980円の美容  
液を購入した。その後、商品が再び届き、定期購入だ  
と初めて気付いた。すぐ事業者へ解約と返品を申し出  
たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応でき  
ない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとて  
も高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかつ  
た。どうにかならないか。

### 消費生活センターからのアドバイス

- ◎通信販売の解約や返品は、事業者の定めたルール  
に原則として従うことになります。注文前に条件  
をしっかりと確認しましょう。
  - ◎注文を確定する「最終確認画面」で定期購入が条件  
となっていないか、定期購入である場合は、継続  
期間や回数、支払うことになる総額、解約条件な  
ど契約内容を必ず確認しましょう。
  - ◎契約内容記録のため「最終確認画面」をスクリー  
ンショットし、保存しておきましょう。
- 問 小城市消費生活センター ☎72・5667  
(月・火・水・金曜日 9時30分～16時30分)  
木・土・日・祝日の相談は消費者ホットライン「188」へ



## 各種相談

祝日・年末年始は  
開催していません

| 相談名                               | 相談日                           | 場所                                                    | 時間                  |
|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------|
| 健康相談<br>☎37・6106                  | 本誌25ページ<br>「健康だより」を<br>ご覧ください | 三日月町 ゆめりあ<br>小城町 桜楽館<br>牛津町 アイル                       | 9:30<br>～<br>11:30  |
| 生活相談<br>(生活・<br>家計・仕事)            | 毎週<br>月～金曜日                   | 小城市生活自立支援<br>センター(桜楽館内)<br>☎73・2700                   | 8:30<br>～<br>17:15  |
| 消費生活<br>相談<br>(要予約)               | 毎週<br>月・火・水・金<br>曜日           | 小城市役所<br>消費生活センター<br>☎72・5667                         | 9:30<br>～<br>16:30  |
| 行政相談<br>☎37・6112                  | 毎月<br>第2火曜日                   | 小城市役所<br>2-1会議室                                       | 13:30<br>～<br>15:30 |
| 人権相談<br>☎37・6136                  | 毎月第1火曜日<br>毎月第3火曜日            | 小城市役所別館<br>(ゆめりあ北側)                                   | 13:30<br>～<br>15:30 |
| 障がい者<br>相談                        | 毎週<br>月～金曜日                   | 小城・多久障害者相談<br>支援センター(桜楽館内)<br>☎71・1250                | 8:30<br>～<br>17:15  |
| (家族による<br>家族のための)<br>精神障害<br>悩み相談 | 毎週月曜日<br>毎週火～日曜日(祝日・年末年始も実施)  | 佐賀県精神保健<br>福祉連合会事務局<br>☎72・4797<br>☎090・8357・7963(松田) | 10:00<br>～<br>13:00 |